



Experts Comptables - Commissaires aux Comptes

43, rue de Liège 75008 Paris

Tél. : 33 (0) 1 44 90 25 25 - Fax 33 (0) 1 42 94 93 29

E-mail : contact@caderas-martin.com

2013 年 10 月

試験研究タックスクレジット（税額控除）

(Le Crédit d'Impôt Recherche)

試験研究税額控除を享受できるのは、実際の利益により課税されている産業・商業・農業分野の企業です。

試験研究活動は、企業にとって、組織的に知識を増進させて、その知識を利用して新しい応用を生み出していく作業です。研究開発タックスクレジット CIR は、基礎研究や応用研究、臨床開発、といった分野で活用されます。CIR に関する文章は、研究開発活動の定義を示し、国際的なレベルで利用されています。

CIR に算入できる費用

試験研究活動の範囲を超えた支出も CIR の対象となります。その中でもとりわけ、産業所有権保護や、規格化、新規繊維コレクションなどの費用が挙げられます。

これらの経費は全て規定により限定されていますが、それは次の通りです。

- 試験研究活動に直接充てられた設備の固定資産減価償却費
- 実際に試験研究にかかわっている試験研究者・技術者、あるいは専属的に試験研究活動にかかわっている人に対する報酬 (CDI 無期限雇用契約で採用している若手専門家の報酬は雇用後 2 年間は金額の 2 倍が考慮される)
- 上記の人件費の 50%活動費用 (若手専門家の人件費に関しては 200%) 及び減価償却費の算入分 75%
- 産業所有保護に関連する費用 (特許や COV の取得、デザイン、モデル、製品商標、ライセンス譲渡など)
- 企業の製品規格化に関する費用、公的会合への参加費用など(金額の 50%上限まで考慮)
- 一企業につき年額 60 000 € までのテクノロジー監視費用
- 繊維・衣服・皮革セクターの企業に対して新規コレクションに関連する費用 (制定基準に基づいた上限有り)
- 公私の外部試験研究組織、大学、試験研究者により認可された科学者に依頼した試験研究活動費用
- フランス研究開発省、EU 域内で認可されている技術センターでの研究活動費用、この費用は通常の試験研究タックスクレジットが適用される支出の 3 倍までを限度として考慮される

外部発注の研究開発タックスクレジットは一企業につき、年 2 百万ユーロが限度となっています。この限度額は、私設機関と企業との間に関連がない場合は、10Mユーロまで引き上げられます。そして、公的機関、大学と企業間に関連がない場合は、12Mユーロまでとなります。

CIR 額の算出

企業の会計期間、決算日にかかわらず、税額控除は暦年で計算されます。税額控除額は下記の通りです。

- 1億ユーロ以下の試験研究費の30% (場合によっては、助成金や返済可能な前払金を考慮後)
- 1億ユーロを越える部分の試験研究費の5%

また、2013年1月1日より、これまでの割増率(初年度40%、2年目は35%)は廃止されました。

返済の必要のあるなしにかかわらず、受け取った年、あるいは返済した年のベースから加減されます。

さらに、2011年度のCIRで、2012年に申告するものに関して、CIRを享受するためにうけたコンサルタント報酬も控除対象となります。

- 企業がCIRの享受を受けることができた場合に定率で支払う報酬(成功報酬・サクセス・フィー)
- 上記以外の報酬については、その報酬から15Kユーロ(税抜き)を引いたものと、CIRの権利があるものとして受けた公的助成金を差引いた全支出の5%を比較し、より額の大きなものを適用します。

CIRの申告、算入、還付、動産化

企業は、に基づいて、年次税務申告と共に申告書2069-A-SDを作成、提出することが必要です。

企業の事業年度と暦年が一致しない場合は、翌決算年度の税金から控除されることとなります。

CIRはその年度の法人税、あるいは所得税から控除されます。

原則として、法人・所得税から控除されなかった、詰まり納税すべき税額を超過した分は国に対する債権（非課税の債権）となり、それが確認された年から3年有効です。3年間に控除されなかった分は税務署から還付されません。

この税控除は普通税率で計算された法人税からのみ控除されます。（法人税加算分や年次定額法人税を除く）

CIR の即時還付は次の企業が対象となります。

- 新規企業(年内創立、あるいは創立後4年までの企業)
- 保護監督下にある企業、あるいは、更正、法的清算処分を受けている企業
- 新規参入イノベーション企業
- EU規定に基づく中小企業 (250人以下の従業員数で売上が5千万ユーロを下回るかBS上合計が43Mユーロを下回る企業)

試験研究タックスクレジットの計算に関しては、研究開発省と税務当局の双方の調査を受ける可能性があります。

CIR の保護とコントロール

企業は、税務申告前に CIR を確実化することができます。その方法には2種の手続可能です。

- 税務勅書(作業開始前に事前申請)
- 申請調査 (研究開発作業を実行する企業への保証)

[例]

会計年度末 2012 年 3 月 31 日の企業。

暦年 2011 年度の試験研究費は以下の通りと仮定します。

－試験研究者の社会保障費を含む給与	125.000 ユーロ
－若手博士に関連する支出	60.000
－若手博士に関連する支出・2 倍の金額	60.000
－試験研究者の秘書の給与	対象外
－試験研究設備の減価償却費	75.800
－活動費： 125.000 ユーロの 50%	62.500
60.000 ユーロの 200%	120.000
75.800 ユーロの 75%	56.850
－外部に依頼した試験研究費	25.400
－公的助成金	－65.200
－返済が必要な前受金	－40.000
－前受金の返済	＋10.000
－CIR 認可のためのアドバイス	－25.000 (1)
経費合計	465.350

従って、試験研究タックスクレジットは下記の通りになります。

$$465.350 \text{ ユーロ} \times 30\% = 139.605 \text{ ユーロ}$$

(1) 差引くべきアドバイス役務額

役務年額（成功報酬を除く）40.000 ユーロ

第 1 限度額： 40.000－15.000＝25.000 ユーロ

第 2 限度額： 40.000－（490350 ユーロ×5%）＝15.482.50 ユーロ

したがって、第 1 限度額の 25.000 ユーロが有効

イノベーションC I R

2013年1月1日より、中小企業を対象とする試験研究タックスクレジットが適用となりました。

研究以外でのプロトタイプ構想のために作成、あるいは新規購入した資産の減価償却費、人件費、作動費、特許、商標、モデルタイプに関わる費用が対象です。

中小企業は、上記の経費に関して試験タックスクレジットの計算ベースに算入することができます。

中小企業とは、250人以下の従業員数で売上が5千万ユーロを下回るかBS上合計が43Mユーロを下回る企業のことをさします。

イノベーションC I Rのベースとなる支出額は、年間40万ユーロを上限とし、20%のタックスクレジットが適用されるようになります。

つまり、イノベーションC I Rの最高額は、
40万ユーロ（支出額の上限） \times 20%=8万ユーロ
ということになります。